

株 主 各 位

札幌市厚別区下野幌テクノパーク一丁目1番15号
ウェルネット株式会社
代表取締役社長 柳 本 孝 志

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年9月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成19年9月26日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都千代田区有楽町一丁目9番4号
蚕糸会館6階 会議室
（当社は、従来、株主総会を本店所在地である北海道札幌市で開催してまいりましたが、本株主総会におきましては、より多くの株主の皆様にご出席いただけますよう上記会場で開催することに決定いたしました。ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようお願いいたします。） |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 第25期（平成18年7月1日から平成19年6月30日まで）事業報告、計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 監査役1名選任の件 |

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.well-net.jp>)において周知させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成18年7月1日から
平成19年6月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、原油価格の高騰などの懸念材料は見られるものの、企業収益の改善やそれに伴う設備投資の増加に加え、雇用情勢にも改善が見られるなど、緩やかな景気回復基調となりました。

当社主要事業領域であるB toC・EC市場は、様々なコンテンツの増加や消費者の購買行動の変化により拡大基調が続き、特にデジタルコンテンツ配信を含む情報通信業や大手通信販売を含む総合小売業などを中心に拡大を続けております。また携帯電話向けに多種多様なサービスが次々と登場し、携帯電話向けビジネスがEC市場の拡大に寄与しております。

このような情勢のもと当社は、中期経営計画の初年度として、アクションプランの着実な実行に取り組んでまいりました。まず、既存事業である決済関連サービス及びP I Nオンライン販売サービスにおいては、顧客層の拡大を図り、事業基盤の強化・拡大を推進しました。また、顧客に対する安心・安全なサービス提供への取り組みとして、平成19年3月に、情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）の認証を取得いたしました。ケータイチケットサービスにおいては、将来に向けた新たな収益基盤を構築すべく、ケータイチケットサービスを組み込んだワンストッププラットフォームの開発に取り組みました。

以上の結果、当事業年度の売上高は20,145百万円（前期比105.8%増）となりました。一方、損益面におきましては、中期経営計画の方針に基づき将来の事業展開に向けた研究開発投資を積極的に行ったことにより、営業利益は311百万円（前期比19.6%減）、経常利益は327百万円（前期比18.6%減）となりました。なお、特別損失として投資有価証券評価損103百万円を計上したことから、当期純利益は120百万円（前期比51.7%減）となりました。

当事業年度のサービス別の概況は以下の通りとなっております。

i. 決済関連サービス

ビリングにつきましては、既存契約事業者の取扱量が安定的に推移し、収納代行サービス売上が増加しました。

Eビリングにつきましては、電子マネーやネットバンクなど決済インフラの拡充によりサービスの付加価値向上に取り組むとともに、大手インターネットチケット販売業者との収納代行開始など新規取引先の獲得に取り組みました。その結果、航空・バスを中心とした既存契約事業者において取扱量が堅調に推移したほか、Eコマース関連を中心とした新規契約事業者の獲得により取扱量が増加しました。特に前事業年度より収納代行を開始した大型Eコマース関連の取引が本格化し、売上の伸びに大きく寄与いたしました。

ii. P I Nオンライン販売サービス

P I Nオンライン販売サービスにつきましては、平成17年10月にサービス開始以降、サービスの認知度も高まり、電子マネーを中心とした取扱いコンテンツの増加及び積極的な広告・販促活動により、売上が大幅に増加しました。

iii. ケータイチケットサービス

ケータイチケットサービスにつきましては、新たなビジネスモデルの核として、当事業年度より独立したセグメントといたしました。当事業年度は、システム開発とビジネススキーム再構築のための戦略的投資時期となり、本格的な事業展開には至りませんでした。翌事業年度以降の事業展開のための基盤構築をほぼ予定通り進めることが出来ました。

② 設備投資の状況

当事業年度中に実施いたしました設備投資の総額は99,431千円であり、その主なものは、サーバー設備及びその附属装置であります。

③ 資金調達の状況

第2回無担保新株予約権付社債の新株予約権行使及びストックオプションの権利行使により資本金及び資本準備金は合計で22,400千円増加いたしました。

(2) 対処すべき課題

当社主要事業領域であるB to C・E C市場は拡大を続け、決済サービスを提供する企業間の競争はますます激しくなり決済手段も多様化するなど、市場環境は刻々と変化しております。また当社は事業収益における決済関連サービスへの依存割合が高く、持続的な成長スピードの維持のためには、新たな収益基盤の確保が不可欠となっております。

このような課題に対処すべく当社は、既存事業において引き続き、決済インフラの拡充、新規契約事業者の獲得、システムの安定稼働に取り組むほか、決済関連サービスに付随する新規スキームの開発による差別化を図り、事業基盤の強化・拡大を推進してまいります。

また、ケータイチケットサービスにおいては、当事業年度の先行投資を有効活用し、サービスの浸透及びビジネスの迅速な展開に取り組み、新たな収益基盤確保を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	単位	第 22 期 (平成16年6月期)	第 23 期 (平成17年6月期)	第 24 期 (平成18年6月期)	第 25 期(当期) (平成19年6月期)
売 上 高	千円	1,542,062	1,746,479	9,788,824	20,145,758
経 常 利 益	千円	226,651	296,679	402,512	327,471
当 期 純 利 益	千円	139,447	185,056	249,778	120,519
1株当たり当期純利益	円	57,176.59	5,519.84	7,170.34	1,606.90
総 資 産	千円	3,592,425	4,720,428	7,155,093	7,722,137
純 資 産	千円	924,000	1,662,902	1,991,311	2,115,650
1株当たり純資産額	円	372,301.63	48,415.42	53,587.49	27,984.79

- (注) 1. 第23期において、平成16年10月1日付をもって株式1株を10株に株式分割しております。
2. 第24期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
3. 第25期において、平成18年7月1日付をもって株式1株を2株に株式分割しております。

(4) 親会社の状況

親会社との関係

当社の親会社は株式会社一高たかはして、同社は当社の株式37,820株(議決権比率50.0%)を保有しております。

当社は、同社グループにおいてシステム事業を行っており、また、同社との間に料金収納代行事務委託契約及び包括基本契約を締結し、業務を受託しております。当事業年度の同社に対する売上高は43,034千円であり、全体の売上高に占める割合は0.2%であります。

(5) 主要な事業内容（平成19年6月30日現在）

- ① 収納代行及び発行代行サービス
- ② マルチペイメントサービス
- ③ ケータイチケットサービス
- ④ システム開発関連サービス
- ⑤ チケット、プリペイドカードのオンライン販売

(6) 主要な営業所（平成19年6月30日現在）

本 社	札幌市厚別区下野幌テクノパーク1丁目1番15号
営 業 部	東京都千代田区有楽町1丁目9番4号蚕糸会館2階

(7) 使用人の状況（平成19年6月30日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 48	名増 4	歳 35.3	年 4.9

(注) 上記使用人数は、パートタイマーを含んでおりません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成19年6月30日現在）

① 発行可能株式総数 273,120株

② 発行済株式の総数 75,600株

(注) 平成18年6月13日開催の取締役会決議に基づき、平成18年7月1日付をもって普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っているため、発行済株式の総数は37,160株増加いたしました。また、新株予約権の権利行使による新株の発行により、1,280株増加いたしました。

③ 株主数 2,708名

④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
株 式 会 社 一 高 た か は し	株 37,820	% 50.0

(注) 出資比率は、小数第2位を四捨五入して表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成19年6月30日現在)

平成15年9月30日開催の定時株主総会決議による新株予約権

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権の行使時の1株当り払込金額	行使期間
第1回ストックオプション	個 150	普通株式 3,000株	円 17,500	平成17年10月1日から平成20年9月30日まで

新株予約権を有する者の人数

	新株予約権の数	目的となる株式数	人数
取締役	150 個	3,000 株	3 人

(注) 平成18年6月13日開催の取締役会決議に基づき、平成18年7月1日付をもって普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。

これにより、同日付をもって、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の払込金額がそれぞれ調整されております。

(3) 会社役員に関する事項（平成19年6月30日現在）

① 取締役及び監査役に関する事項

会社における地位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役社長	柳本孝志	
取締役	萬 範 幸	業務部長
取締役	宮澤一洋	営業部長
監査役（常勤）	志賀八良	
監査役	上野昌邦	
監査役	小島敬一	

- (注) 1. 監査役全員は、社外監査役であります。
2. 監査役齋藤哲男氏は、平成18年11月1日付をもって辞任により退任いたしました。
3. 平成18年9月25日第24回定時株主総会において、補欠監査役に選任された志賀八良氏は、法令に定める監査役の員数を欠いたため、平成18年11月1日付をもって新たに監査役に就任いたしました。
4. 監査役小島敬一氏は、親会社である株式会社一高たかはしの管理部門担当役員を勤めてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	3名	73,800千円	
監査役	4名	5,520千円	うち社外3名3,520千円
合計	7名	79,320千円	

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成15年9月30日開催の第21回定時株主総会決議において年額100,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年9月25日開催の第24回定時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末日現在の人員は取締役3名、監査役3名であり、支給人員との相違は当事業年度中における監査役1名の退任によるものであります。

4. 上記のほか、社外役員が当社親会社または当該親会社の子会社から受けた役員としての報酬等の総額は2名18,530千円であります。

③ 社外役員に関する事項

- i. 他の会社との兼任状況（他の会社の兼務執行者である場合）および当社と当該他の会社との関係

- ・ 監査役志賀八良氏は、株式会社ハスコムの監査役を兼務しております。なお、当社と株式会社ハスコムとの間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役上野昌邦氏は、株式会社いちたかサンテックの（株式会社一高たかはし出資100%）取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社いちたかサンテックとの間には営業取引があります。
- ・ 監査役小島敬一氏は、株式会社一高たかはし及び同社グループ会社、ユニガスLLC（株式会社一高たかはし出資39%）並びに株式会社アイトリート（株式会社一高たかはし出資90%）の取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社一高たかはしとの間には営業取引がありますが、ユニガスLLC及び株式会社アイトリート（株式会社一高たかはし出資90%）との間には特別の関係はありません。

ii. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
常 勤 監 査 役	志 賀 八 良	当事業年度開催の取締役会16回のうち全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行なっております。
監 査 役	上 野 昌 邦	当事業年度開催の取締役会16回のうち全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行なっております。
監 査 役	小 島 敬 一	当事業年度開催の取締役会16回のうち全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回のうち全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行なっております。

iii. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員の責任限定契約を締結しておりません。但し、当社は平成18年9月25日開催の第24回定時株主総会で定款を変更し、社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に定める責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

当社定款第35条第2項

当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度とする。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

創研合同監査法人

② 報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額 8,400千円

なお、上記以外の業務に係る報酬はありません。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合など、その必要があると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

**(5) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他の業務の適正を確保するための体制**

当社は、①業務の有効性及び効率性、②財務報告の信頼性、③事業活動に関わる法令等の遵守、④資産の保全、という4つの目的達成のために、企業内のすべての者によって遂行されるプロセスである内部統制システムを構築しております。

また、内部統制システムにおいては、統制環境・活動を整備することの他に情報の伝達経路を確保し、リスクに対応する体制を構築することが不可欠と考えております。

これらのことを念頭においた、当社の基本的な考え方及びその整備状況は以下の通りとなっております。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「職務権限規程」「業務分掌規程」「組織規程」等の規程を整備し、各職位が明確な権限と責任を持って業務を遂行することで内部統制を図り、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保しております。

また、法令遵守の立場から、コンプライアンス体制の基礎として、役員及び社員が遵守すべき、「ウェルネットコンプライアンス行動基準」を定めております。

監査役は、取締役会及び重要会議の出席、取締役からの聴取、稟議書・重要書類等の監査を通じてコンプライアンス体制に問題点がある場合の把握に努めております。

内部監査は、社長に任命された内部監査チームによって各部門の業務監査を実施し、その報告は社長に直接行うことで、取締役による適切な職務執行を確保しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い保存及び管理を行っております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

通常は、月例及び臨時の取締役会、各部門会議、マネージャーミーティング等の会議体において、各業務執行部門で収集されたリスク情報及び問題提起がなされ、その検討及び対応策に関する意思決定を行い、社内に周知徹底を図っております。

また、社外からのリスク情報については、顧問弁護士や監査法人等から入手するとともに、公正・適切な助言・指導を受けております。

緊急時は、速やかに取締役会を招集し、事実関係の確認を行ったうえで、その対応に当たっております。

特に個人情報保護重視の観点から、個人情報漏洩時においては、プライバシーマークに基づく「緊急時対応マニュアル」によって対応することとしております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

少数の取締役による迅速な意思決定を旨として、月1回の定時取締役会及び機動的な臨時取締役会を開催するとともに、執行役員制度による業務執行の迅速化を図っております。

また、取締役及び社員の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「職務権限規程」「業務分掌規程」「組織規程」を定めております。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人のコンプライアンス推進のために、「ウェルネットコンプライアンス行動基準」を定めており、法令の遵守、インサイダー取引の禁止、情報・リスク管理、人権尊重などの基準の趣旨を十分に理解し、自らの行動及び会社のための行動において遵守するよう指導しております。

使用人の職務の執行が適正に行われていることを検証するため、社長に任命された内部監査チームによる監査を実施し、社長に対し直接報告する体制をとっております。

また、社内においてコンプライアンス違反行為等を発見した場合には、取締役、常勤監査役又は管理部長に通報しなければならないこととしております。

この場合、通報者の希望による匿名を認めることとし、不利益な扱いをいたしません。

⑥株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の属する一高たかはしグループにおける業務の適正を確保するために、親会社である株式会社一高たかはしにおいて「関係会社管理規程」が定められており、事業及び経営に関する事項についてはあらかじめ報告し、協議の上決定しております。

現在、当社取締役及び監査役のうち2名が兼務役員となっており、業務の適正確保を強化しております。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

現在、監査役を補助する使用人を置いておりませんが、監査役が必要とする場合は、その職務を補助すべき使用人を置くことといたします。

また、その選任については、取締役会において社員の中から適任者を決定いたします。

⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事異動、人事考課、賃金その他の報酬については監査役会の同意を得た上で、取締役会において決定いたします。

⑨取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、取締役会等において業務の執行状況を報告するとともに、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査役会又は監査役に報告を行います。

内部監査においては、監査役は随時内部監査に同行し、内部監査チームと連携して業務監査を実施して、その内容を把握しております。

取締役及び使用人は、上記以外に業務等で当社にとって重要な事項を発見した場合は、監査役会又は監査役に報告を行います。

⑩その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が実効的に行われることを確保するため、顧問弁護士及び会計監査人等との連絡を密にし、外部のアドバイスを活用しております。

(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切捨てております。

貸 借 対 照 表

(平成19年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【6,348,334】	【流動負債】	【5,589,229】
現金及び預金	5,105,579	買掛金	1,792,131
売掛金	1,147,019	未払金	81,797
商品	42,717	未払費用	12,722
仕掛品	1,233	未払法人税等	153,000
貯蔵品	947	預り金	15,308
前払費用	13,986	収納代行預り金	3,532,557
繰延税金資産	9,790	その他	1,711
その他	27,060		
【固定資産】	【1,373,802】	【固定負債】	【 17,257】
(有形固定資産)	(570,211)	退職給付引当金	14,322
建物	170,274	その他	2,934
構築物	4,609		
車輛運搬具	481	負債合計	5,606,486
工具、器具及び備品	258,578		
土地	136,266	純資産の部	
(無形固定資産)	(139,505)	科 目	金 額
商標権	457	【株主資本】	【2,115,650】
ソフトウェア	137,368	(資本金)	(636,282)
電話加入権	1,678	(資本剰余金)	(612,196)
(投資その他の資産)	(664,086)	資本準備金	612,196
投資有価証券	200,000	(利益剰余金)	(867,171)
長期前払費用	2,725	利益準備金	22,010
長期定期預金	300,000	その他利益剰余金	
差入保証金	17,044	特別償却準備金	667
繰延税金資産	134,986	別途積立金	480,000
その他	9,329	繰越利益剰余金	364,493
		純資産合計	2,115,650
資産合計	7,722,137	負債・純資産合計	7,722,137

損 益 計 算 書

（平成18年7月1日から
平成19年6月30日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	額
売 上 高		20,145,758
売 上 原 価		19,074,898
売 上 総 利 益		1,070,859
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		758,990
営 業 利 益		311,869
営 業 外 収 益		21,740
受 取 利 息	3,461	
賃 貸 収 入	17,481	
そ の 他	798	
営 業 外 費 用		6,138
株 式 交 付 費	2,221	
賃 貸 原 価	3,036	
そ の 他	880	
経 常 利 益		327,471
特 別 損 失		113,880
固 定 資 産 除 却 損	230	
厚生年金基金脱退特別掛金	10,650	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	103,000	
税 引 前 当 期 純 利 益		213,591
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	196,281	
過 年 度 法 人 税 等	20,662	
法 人 税 等 調 整 額	△123,871	93,072
当 期 純 利 益		120,519

株主資本等変動計算書

（平成18年7月1日から）
（平成19年6月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
平成18年6月30日 残高	625,082	600,996	600,996
事業年度中の変動額			
新株の発行	11,200	11,200	11,200
特別償却準備金の取崩			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計	11,200	11,200	11,200
平成19年6月30日 残高	636,282	612,196	612,196

	株主資本					株主資本合計	純資産合計
	利益剰余金						
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年6月30日 残高	22,010	2,033	480,000	261,188	765,232	1,991,311	1,991,311
事業年度中の変動額							
新株の発行						22,400	22,400
特別償却準備金の取崩		△1,365		1,365	-	-	-
剰余金の配当				△18,580	△18,580	△18,580	△18,580
当期純利益				120,519	120,519	120,519	120,519
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	-	△1,365	-	103,304	101,939	124,339	124,339
平成19年6月30日 残高	22,010	667	480,000	364,493	867,171	2,115,650	2,115,650

個別注記表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 重要な会計方針に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券……………償却原価法（利息法）
 - その他有価証券
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法
 - たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商品……………移動平均法による原価法
 - 仕掛品……………個別法による原価法
 - 貯蔵品……………最終仕入原価法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産……………定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び工具、器具及び備品のうちソフトウェアと一体となってサービスを提供するサーバー設備については定額法）
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年～39年
工具、器具及び備品	3年～6年

（会計方針の変更）
法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。
なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響額は軽微であります。
 - 無形固定資産……………定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
 - (3) 繰延資産の処理方法
 - 株式交付費……………支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については実績繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）及び年金資産に基づき計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税は、発生事業年度の期間費用としております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産の「その他」に計上し、法人税法の規定により均等償却を行っております。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 304,564千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| 短期金銭債権 | 3,259千円 |
| 短期金銭債務 | 45,526千円 |
| (3) 「収納代行預り金」は回収代行業務に係る預り金であり、それに見合う金額が「現金及び預金」に含まれております。 | |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	43,034千円
営業費用	66,147千円
その他の営業取引高	34,008千円
営業取引以外の取引高	3,773千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末の株式数 (株)
普通株式 (注)	37,160	38,440	—	75,600

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加38,440株は、株式分割による増加37,160株、新株予約権の権利行使による新株の発行による増加1,280株であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年9月25日 定時株主総会	普通株式	18,580	500	平成18年6月30日	平成18年9月26日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものの
該当事項はありません。

(3) 事業年度末日における新株予約権に関する事項

	新株予約権	新株予約権付社債に 付された新株予約権	新株予約権
株主総会における発行 決議の日	平成15年9月30日	平成16年6月11日	平成15年9月30日
取締役会における発行 決議の日	平成15年12月12日	平成16年5月12日	平成16年7月17日
新株予約権の数	183個	6個	15個
新株予約権の目的とな る株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的とな る株式の数	3,660株	3,000株	300株

(注) 上表の新株予約権は全て権利行使可能なものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生別の主な原因別の内訳

流動資産

(繰延税金資産)

未払事業税	9,262千円
その他	527千円
繰延税金資産（流動）の純額	9,790千円

固定資産

(繰延税金資産)

減価償却費	1,531千円
ソフトウェア	86,533千円
投資有価証券	41,591千円
退職給付引当金	5,783千円
繰延税金資産（固定）計	135,439千円

(繰延税金負債)

特別償却準備金	△452千円
繰延税金負債（固定）計	△452千円
繰延税金資産（固定）の純額	134,986千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	機械及び装置 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)
取得価額相当額	16,061	90,497	106,558
減価償却累計額相当額	16,061	37,399	53,460
期末残高相当額	—	53,097	53,097

- (2) 当事業年度の末日における未経過リース料期末残高相当額

1年内	18,810千円
1年超	35,246千円
合計	54,056千円

(3) その他当該リース物件に係る重要な事項

支払リース料	22,389千円
減価償却費相当額	21,380千円
支払利息相当額	1,172千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関 係				
親会社	株一高た かはし	札幌市 中央区	476,433	小売業	(被所有) 直接 50.0	役員2名	決 済 関 連 サ ー ビ ス の 受 託、出 向 料 の 受 取、 シ ス テ ム 開 発 の 委 託 及 び 灯 油 等 の 購 入	決 済 関 連 サ ー ビ ス ※ 1	43,034	売 掛 金	3,259
										収 納 代 行 預 り 金	36,953
								出 向 料 の 受 取 ※ 2	34,008	未 収 入 金	—
								シ ス テ ム 開 発 の 委 託 ※ 1		66,147	買 掛 金
灯 油 等 の 購 入 ※ 3	3,773	未 払 金	6,151								
										未 払 金	334

(注) 上記のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

※ 1. 他の顧客と同等の条件により決定しております。

※ 2. 当社における出向者の人件費相当額となっております。

※ 3. 灯油等の購入取引については一般の相場を基準として交渉を行い決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	27,984円79銭
(2) 1株当たり当期純利益	1,606円90銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年 8月28日

ウェルネット株式会社
取締役会 御中

創研合同監査法人

代表社員 公認会計士 佐野 芳孝 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 島 貫幸治 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウェルネット株式会社の平成18年7月1日から平成19年6月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制について、その取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）の状況を監査及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査をしているかを監査及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、これらに基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。なお、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人創研合同監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年8月31日

ウエルネット株式会社

監査役（常勤）志賀八良 ㊟

監査役上野昌邦 ㊟

監査役小島敬一 ㊟

（注）常勤監査役志賀八良、監査役上野昌邦及び小島敬一は、社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下の通りといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置づけておりますが、当期の期末配当につきましては、将来の事業展開に向けた設備投資、研究開発投資及び経営体質強化のための内部留保を充実いたしたく、配当は見送らせていただきたく存じます。

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 360,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 360,000,000円

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役志賀八良氏は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（他の法人等の代表状況）	所有する当社の株式数
志賀八良 (昭和17年10月19日)	昭和41年4月 ㈱北海道拓殖銀行入社 平成4年10月 財団法人たくぎんフロンティア基金常務理事 平成10年11月 ㈱整理回収銀行入社 平成15年2月 医療法人北晨会恵み野病院経営企画室長 平成18年1月 ㈱ハスコム監査役（現任） 平成18年4月 医療法人溪和会江別病院参与（現任） 平成18年11月 当社監査役就任（現任）	一株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 志賀八良氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由及び独立性について

① 志賀八良氏を社外監査役候補者とした理由は、金融業界で培ってきた専門知識・経験等を当社の監査体制に反映していただきたく、社外監査役として選任をお願いするものであります。

② 社外監査役候補者は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第18号の定義によります。以下同じ。）の業務執行者（同規則同条同項第6号の定義によります。以下同じ。）となったことはありません。

③ 社外監査役候補者は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。

(2) 社外監査役としての職務を適切に遂行することが出来るものと当社が判断した理由について

志賀八良氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、これまで培ってきた知識・経験を当社の監査業務に生かしていただけるものと判断いたします。

(3) 志賀八良氏の当社監査役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって11ヶ月であります。

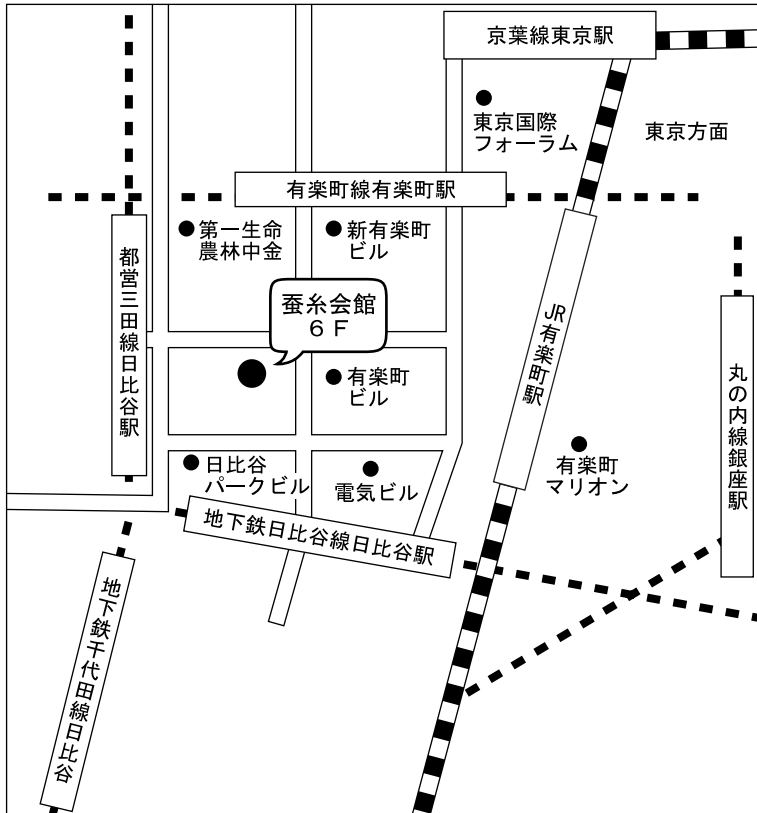
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区有楽町一丁目9番4号

蚕糸会館6階 会議室

TEL 03-3214-3411



JR有楽町駅日比谷出口より徒歩2分